

令和 8 年度
いじめ防止のための基本方針



鳥栖市立若葉小学校

〒841-0083

佐賀県鳥栖市立古賀町480番地2

Tel 0942-82-8722

Fax0942-82-8829

鳥栖市立若葉小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本的な方向性

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、全職員一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り組むことが必要である。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから全ての子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」が成立した。

この推進法の制定の理念を受け、本校でも、道徳教育、人権教育など学校の諸活動を総合的に組織し、積極的にいじめ防止に関わる諸対策を講ずるものとする。

2 いじめに対する基本的な考え方

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう、と定義されている。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないい

じめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験しているという報告がある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの未然防止の取組

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されないこと」の理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

このような基本理念を念頭に、以下のような指導体制や教育活動を推進する。

〔指導体制〕

- ・校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、人権・同和教育担当を中核に置いた校内組織の確立を図る。また、その組織が機能するように日常的な活動の評価点検を怠らないようにする。
- ・生徒指導協議会において、児童の問題行動についての共通理解を図り、重点指導事項を確認する。
- ・校内研修を通して「配慮を要する児童」に関する情報の共有化を図る。
- ・長期休業中に講師を招聘して研修を行う。

〔教育活動〕

- ・人権教育の推進
- ・道徳の時間の充実と保護者への啓発

(道徳の時間と他教科等とを関連させながら、学級の教育活動全体を通して道徳教育を推進していく)(参観日に道徳の授業公開を実施する)

- ・校長講話や生活朝会における説諭、学級活動における担任の指導
(また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に力を注ぐ。)

4 いじめの早期発見の取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。以下、具体的な取組を示す。

- ・早期発見のための定期的な調査
(いじめ・いのちを考える日に合わせての月1回の児童アンケート、年3回の児童・保護者アンケート)
- ・相談窓口の充実(保護者が気軽に相談できるように、管理職、担任等の意識改革)
- ・地域との連携(地域住民からの情報はもとより区長会や民生委員会との連携強化)

5 いじめ事案への対応

いじめを覚知し認知した場合、被害児童生徒・加害児童生徒への対応、保護者への対応、関係機関との連携等、よりスピーディーに、そしてスムーズに進め解消させなければならない。

本校が定める具体的な動きは次の通りと定める。

- ① いじめの覚知。【覚知】
- ② 直ちに生徒指導担当、教育相談担当、人権・同和教育担当、教務主任、教頭、校長に報告する。【報告】
 - ・確実に「認知」と思われるものを鳥栖市教育委員会に報告。(校長判断)【第1報】
- ③ 校内調査委員会(23条2)を設置する。いじめの有無を確認し、事案がいじめか否かの判断を組織として行う。委員は、校長、教頭、教務、生徒指導担当、教育相談担当、人権・同和教育担当。
 - ・加害者が特定できない場合は、被害者および周囲の児童から情報を収集するとともに、学級や学年単位で、児童の心に訴えるための集会等を開き即時対応を行う。その際、単なる犯人捜しにならないよう留意する。【実態調査1】
 - ・学級担任は、被害者・加害者双方に対し、交友関係の実態、言い分・意識等について

聴取し、その全容を明らかにする。その際、特に被害者の心情に配慮し、全てをくみ取り理解していくように努める。【実態調査 2】

- ・「認知」後、第 1 報後に把握した情報を追記第 2 報として報告。(校長判断)

【第 2 報】

- ④ いじめ防止対策委員会（22 条委員会）を設置する。校内調査委員会の委員に、学校評議員、SC、SSW、PTA 会長等を加える。必要に応じて警察等が参加する。(拡大委員会)

- ・報告を受け、いじめの実態の原因・分析・考察・今後の指導の在り方、全職員協力した指導体制、保護者への連絡事項並びに協力要請等について協議する。

【対策会議】

- ⑤ 協議した指導方法に沿って、担任はもちろん、全職員並びに保護者等へも指導の協力要請を行い、解決を図る。

- ⑥ 校長が判断し、報告を行う。【関係機関への連絡】

6 ネットいじめに対する対応

いま「ネット上のいじめ」に苦しむ子どもたちのために、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速な対応を行うとともに、情報モラルの指導を充実させ、保護者への啓発運動を行い、協力体制を築き上げ、「ネット上のいじめ」を許さない学校づくりを家庭や地域と共に行っていく必要がある。

7 重大事態への対応

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第 1 号重大事態）。または、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとなどの重大事態（第 2 号重大事態）が発生した場合、次のような対応をとる。

- ① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校の設置者である鳥栖市教育委員会を通じて、地方公共団体の長である鳥栖市長へ事態発生について報告する。

- ② 調査の趣旨及び調査主体について

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、学校の設置者が主体となっていく場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校が主体となり調査する場合であっても、第 28 条第 3 項に基づき、人的措置も含めた支援を受けながら進める。

- ③ 調査を行うための組織について

鳥栖市教育委員会又は本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに組織を設ける。調査を行うための組織を重

大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、第 22 条に基づき設置している「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法を最善とする。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することを心がける。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであると捉えるべきである。

⑤ その他留意事項

鳥栖市教育委員会の助言を受けながら、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合を想定し、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意することとする。

8 職員研修

全ての教職員の共通理解と意識の向上を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめ問題を含んだ生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。また、職員会議や生徒指導連絡会等、定期的、恒常的に職員研修を重ねていくこととする。なお、教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化することがないように、年間を見通した校内研修の実施を実現する。

9 取組体制の点検及び評価について

いじめの問題を学校全体で進めていくため、①いじめ「0」を目指した学級経営の充実、学校全体の予防的活動に取り組む。②いじめの兆候がないか、アンテナを張り巡らす。万が一、発生したときは、即座にチームを組み解消に取り組む。

日頃から、児童生徒理解に努め、未然防止や早期発見、組織的な取組に留意する。